

3—3 札幌市における自転車に関する取り組み

札幌市では、これまでに、「札幌市自転車安全利用計画（昭和 49 年）」、「自転車等駐車対策マスタープラン（平成 12 年）」を策定し、自転車利用環境を整備するとともに、これらの計画以外にも、自転車走行空間設置の社会実験、新札幌地区における自転車通行環境モデル地区の指定による自転車走行空間の整備などの取り組みを行ってきました。

（1）札幌市自転車安全利用計画

- ・札幌市は、昭和 48 年に国が設定した自転車安全利用モデル都市の指定を受け、関係機関による協議会を設立し、昭和 49 年に「自転車道計画」、「駐輪場の設置」、「自転車安全利用の普及と教育」を基本とした『札幌市自転車安全利用計画』を策定しました。

【札幌市自転車安全利用計画の概要】

- 「自転車道計画」では、自転車道の機能、構造から「大規模幹線自転車道」、「幹線自転車道」、「準幹線自転車道」、「生活自転車道」に分類し、配置計画、事業の考え方、自転車道計画（幹線自転車道ネットワーク）などが示されています。



大規模自転車道の整備

- 「駐輪場の設置」では、官公庁施設、公園、地下鉄駅、駅前広場等に駐輪場を設置するとともに、銀行、スーパー等、人の集積の著しい民間施設等についてもその需要に応じた規模の置き場を設置する（附置義務の考え方）ように行政指導を進めています。

- 「自転車安全利用の普及と教育」では、自転車利用の普及に伴い、自転車乗車中の事故の増加が予想されるため、「自転車安全教育の徹底」、「交通安全意識の高揚」、「自転車道安全利用計画の周知」により、教育の充実強化を図るとしています。

（2）自転車等駐車対策マスタープラン

- ・札幌市は、駐車需要増加に伴う放置問題等に対応するため、平成 12 年に「駐輪場整備計画」、「放置対策」、「管理運営対策」を体系化した駐車対策の基本計画として『自転車等駐車対策マスタープラン』を策定しました。
- ・自転車等駐車対策マスタープランでは、「公共と民間の役割分担の明確化による駐輪場整備」、「啓発活動及び放置禁止条例による環境づくりに基づく放置対策」、「管理運営における受益者負担の考慮」を基本的な考え方としています。

【自転車等駐車対策マスタープランにおける基本的な考え方】

- 駐車場整備計画では、鉄道乗継利用に対しては公共が整備し（平成 21 年度目標 15,900 台）、商業施設等の利用に対しては施設管理者が附置義務により整備することを基本としています。
- 放置対策では、啓発活動やモラルの向上とともに、放置禁止条例に基づき、“放置しづらい”環境づくりを図ることとしています。
- 駐車場管理・運営対策では、受益者負担を考慮し、駐輪場の有料化などにより、誘導・整理に要する費用を求めることとしています。

(3) 札幌におけるその他の取り組み

・札幌では、この他にも、様々な自転車利用環境改善に向けた取り組みが展開されています。

【ルールの遵守、利用マナーの向上の啓発活動】

昭和 37 年に設立された札幌市交通安全運動推進委員会や行政を中心に、児童の登下校時における交通指導や子どもや高齢者等に対する交通安全教室の開催、街頭指導や出前講座の実施、自転車安全利用宣言校など、学校やボランティア団体との連携、各種媒体の活用など等により、ルールの遵守、利用マナーの向上の啓発活動を実施しています。



自転車実技教室
[市内小学校]



自転車マナー向上指導員による街頭指導
[札幌市]



高齢者等に対する交通安全教室の開催
[札幌市交通安全運動推進委員会]



教育との連携(自転車安全利用宣言校)
[市内中学校、高校]



セーフティ自転車ライフの発行
[札幌市・札幌市交通安全運動推進委員会]



地下鉄電照ポスターによる広報
[札幌市・札幌市交通安全運動推進委員会]

図 3-1 現在実施しているルールの遵守、利用マナー向上の主な啓発活動

【新札幌地区における自転車通行環境整備モデル地区の指定】

札幌市では、厚別区新札幌地区がモデル地区として指定を受け、平成 20 年度から北海道開発局、北海道警察と連携して自転車道等の整備を実施しました。

国道 12 号では、歩道上において縁石や柵により歩行者と自転車の通行位置を物理的に分離する自転車道を整備しており、厚別東通等では、歩道上においてカラー舗装や区画線による通行位置を視覚的に分離する整備を実施しています。

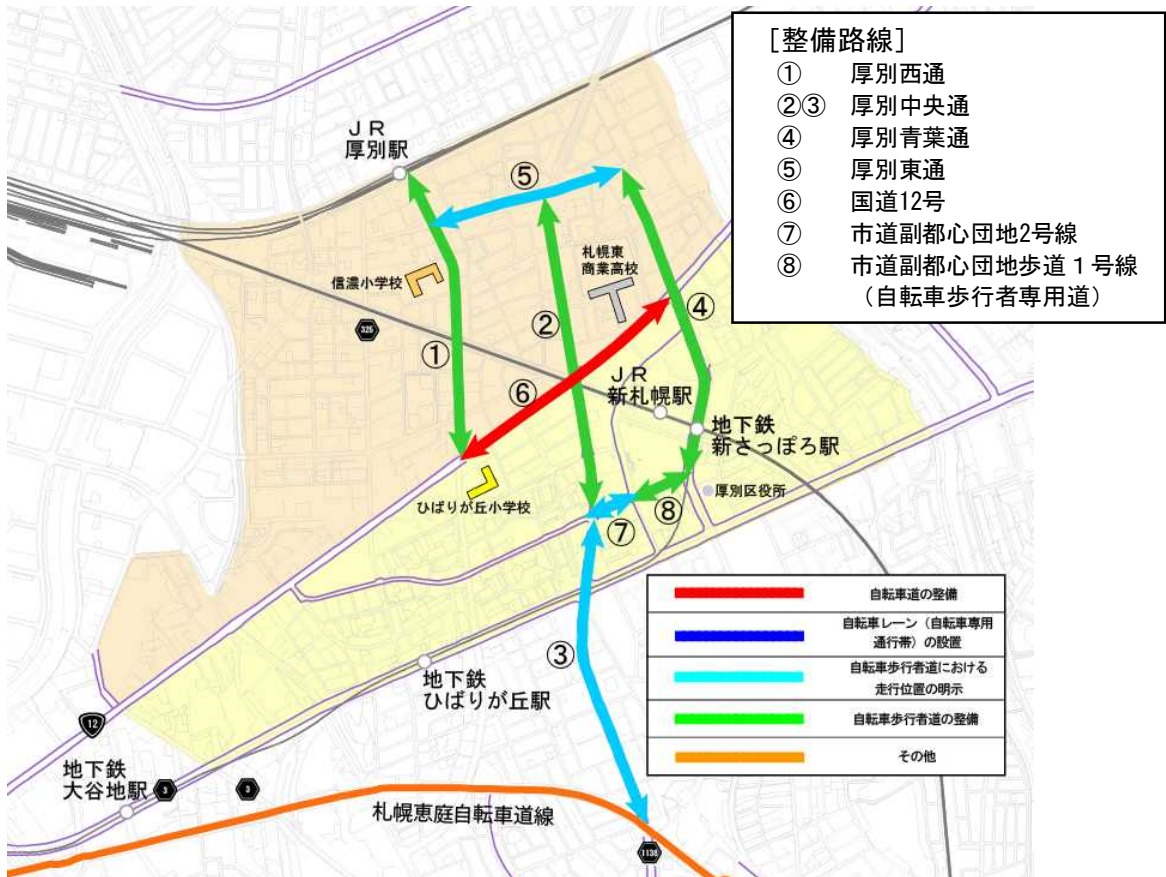
また、これらの整備に併せて、歩道上での歩行者優先ルールの路面表示や、通行ルールの指導・啓発等の取り組みも行っています。



自転車走行空間の整備状況(左:整備前、右:整備後)



ルール・マナーの啓発活動の実施



新札幌地区における自転車走行空間の整備ネットワーク

図 3-2 新札幌地区における自転車通行環境整備モデル地区の実施状況

【都心部における社会実験】

平成 15 年度～平成 16 年度に、自転車走行空間や路上暫定駐輪場の設置に加え、歩行者空間の拡大や、荷さばきやタクシーの停車スペース設置、バスの利便性向上などの交通に関する複合的な取り組みにより、道路環境の改善を図る社会実験を実施しました。



自転車走行区間の設置



路上暫定駐輪場の設置



自転車の歩道上
押し歩きの啓発

図 3-3 都心部における社会実験で実施した自転車に関する主な取り組み

【都市型レンタサイクル事業実施】

放置自転車の削減、駐輪場スペースの有効活用を目的とし、平成 19 年度より、北 5 西 1 駐輪場（中央区）において、駐輪場指定管理者の自主事業として都市型レンタサイクル事業が実施されています。

都市型レンタサイクル
いつも整備済みの自転車が
便利につかえるレンタサイクル。
通勤や通学にご利用ください。

えきチャリ さっぽろ

【申し込み場所】札幌市北 5 西 1 サイクルポート 【利用時間】6:00～24:00
【利用料金】●1日(6:00～24:00) 500円
●月単位契約(月の初日から末日まで) 1ヶ月 1,500円 3ヶ月 3,500円
●シーズン契約(4月1日～11月30日まで) 7,000円

●身分証明書可能なもの(免許証・学生証など)をご持参ください。学生の方は、申し込み前に、学校へのレンタサイクル利用が可能かどうか確認してください。
●貸出する自転車は、目的地とサイクルポート間の往復に使っていただきます。
●自転車は利用者全体の共有です。個人に割り当てられる自転車はありません。